

# 最後の砦 刑事司法と再審



「失敗から学ばないことが問題」と指摘する政策研究大学院大の黒川清名教授。東電福島第1原発事故を巡る国会事故調の委員長を務めた経歴がある

18日、都内の同大

## 独立調査機関の設置を

### 無罪判決の教訓

#### ⊕ 原因究明

冤罪（えんざい）は国家による人権侵害の最たるものの一つだ。にもかかわらず、わが国では国家として検証し公表した例がない。

「恐らく今回の袴田事件の判決が、誤判原因の調査機関を設置する最後のチャンスだ」。成城大の指宿信教授（刑事訴訟法）は誤判の救済と予防に加え、原因究明の必要性を指摘する。

「冤罪をなくしていくためには、この三つのどれ一つ欠けてもいけない。そもそも救済の仕組みがなければ誤判は明らかにできず、原因を突き止めなければ予防の対策を立てられない」

警察庁や最高検による検証結果の公表事例はある。しかし、と指宿教授は

指摘する。「警察庁は『誤認逮捕』、検察庁は『誤起訴』と言う。つまり誤判を検証したわけではなく、刑事手続きにおける自分たちのプロセスを検証しただけに過ぎない」。最高裁に至っては「司法の独立」を盾に個別事件の検証を拒絶する。

8月に最高裁長官に就任した今崎幸彦氏は2013年当時、国会で長官代理者として「個別具体的な事件の内容に踏み込んだ形での検証は個々の裁判官の職権行使の独立に触れかねず、問題がある」と答弁している。

海外を見渡せば、政府から独立した調査委員会の設置は珍しくない。英国では現在、何百人もの郵便事業者が無

実の罪で刑事訴追された事件の調査が進む。日本でも誤判原因を検証する場合、国会の下に第三者機関を置くのが「現実的」（指宿教授）という。なぜなら、東京電力福島第1原発事故を巡り、国会が調査委員会を設置した実例が存在するためだ。

2011年12月に置かれた原発事故の国会事故調は強力な調査権限を持ち、延べ1167人に対しヒアリングを900時間以上実施。関係者への資料請求は2千件を超えた。19回を数えた委員会は全て公開し、事故を「人災」とする報告書を半年程度でまとめた。

福島県大熊町商工会の蜂須賀禮子会長は、10人いた事故調委員の一人だった。原発事故に関しては国会事故調に加え政府、民間、東電と計四つの事故調が組織されたが、蜂須賀会長は「（例えば）東電の報告書は『当事者として調べた内容となっている』と説明。独立した第三者が調査・検証する

この意義を説く。

蜂須賀会長は事故で避難を余儀なくされた当事者だった。「地元の人間でなければできない質問ができ、招致した参考人に避難者の思いを伝えられた」。他方、報告書から10年以上がたつ中で分かる事実もあるはずだとして「絶えず振り返ることが必要」と言う。

国会事故調は憲政史上初の試みだった。委員長を務めた黒川清政策研究大学院大名誉教授は「初めて、ということ自体がおかしい」と受け止める。「人は間違える。失敗から学ばないことが問題」。ただ、以降に同様の独立した委員会が国会に誕生した例はない。「日本に民主主義が根づいていない、というわけではない」と黒川名誉教授。国家的な問題が生じたとき、本来は立法府が調査に立ち上がるべきだと考えている。

関連記事 ④